

令和6年度(2024年度)

事業計画書

社会福祉法人 大川市福社会

令和6年度 社会福祉法人大川市福祉会 法人本部 事業計画

所在地：大川市大字下林433-1

1. 基本理念

基本理念

人としての誇りを大切にし、地域社会で共に暮らせるよう支援します。

～「人権」・「自立」・「社会参加」～

2. 運営方針

- (1) ご利用者が地域社会で自立した生活ができるよう支援します。
- (2) ご利用者の人権を守り、ご利用者及びその保護者の思いを実現するよう支援します。
- (3) 職員が健康で安心して働ける職場づくりを行います。
- (4) 経営基盤を安定させ、将来性のある組織運営を行います。
- (5) 地域のニーズに沿った施設整備を行うとともに、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に取り組みます。

3. 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会の開催

6月、8月、10月、12月、2月、3月 年6回

ただし、必要がある場合は、その都度開催する。

(2) 評議員会の開催

定時評議員会を6月、3月に開催する。その他、法人定款の定めるところにより、評議員会の決議を要する事案で臨時的な開催の必要がある場合については、その都度開催する。

4. 事業運営

(1) 第二種社会福祉事業 木の香園生活支援センター

「生活介護」「共生型通所介護」「日中一時支援」

(2) 第二種社会福祉事業 木の香自立支援センター

「就労継続支援A型事業」「宿泊型自立訓練」「生活訓練」「短期入所」

※A型事業給食委託：タンスのゲン、わかたけ作業所、モッカランド：モッカフェ

(3) 第二種社会福祉事業 木の香園就労支援センター

「就労継続支援B型事業」

(4) 第二種社会福祉事業 木の香らんど

- 「就労継続支援B型」「地域活動支援センターⅢ型」
- (5) 第二種社会福祉事業 木の香園相談支援センター
「特定相談支援」「指定一般相談支援」「指定障害児利用支援」「委託相談支援」
- (6) 第二種社会福祉事業 木の香園児童支援センター
「放課後等デイサービス」「日中一時支援」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」
- (7) 第二種社会福祉事業 木の香ほーむ
「共同生活援助」「短期入所」
- (8) 第二種社会福祉事業 木の香ほーむ陽の木
「日中支援サービス型共同生活援助」「短期入所」
- (9) 被保護者就労準備支援事業（職場適応訓練）
- (10) 大川市成年後見センター
「成年後見制度利用促進事業」・「**持続可能な権利擁護モデル事業**」

5. 法人の重点施策

(1) 人材育成

利用者やその家族が安心して支援を任せられる職員の育成を行う。

- ①接遇の向上と信頼関係が築ける人間性豊かな人材の育成
- ②人権擁護や虐待防止への取組の充実
- ③支援知識・支援技術等職員の資質・専門性の向上の取組
- ④資格取得の支援の充実
- ⑤職員募集（職員紹介者制度）に伴う職員の人事参画意識の高揚
- ⑥**人事異動の促進**
- ⑦**人材開発計画のプログラムづくり**

(2) リスク管理

リスクマネジメント委員会の機能を生かし、ヒヤリハット事例を分析することにより、緊急事態に対して、以下の取り組みを行う。

- ①火災、非常災害等に対する防災管理・防災マニュアル・**業務継続（BCP）の作成計画**
- ②防犯対策の強化
- ③インフルエンザ等感染症対策の徹底と研修
- ④事故0の取組（秋の交通安全週間：交通事故0キャンペーン）
- ⑤安全・安心・快適な職場環境づくり
- ⑥信用失墜行為の防止とその積極的対応
- ⑦資金不足・資金調達困難・徴収不能金の防止

⑧人事(人材の流出)の対応・労務管理体制(労務災害)の構築

(3) 将来を見つめた経営

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、利用者や家族の要望に沿った障がい者福祉サービスに取り組む。

①児童発達支援センターの施設拡充に向けた取組の充実

②陽の木2号館(仮称)の建設に向けた取組の充実

(4) 組織運営基盤の強化

社会福祉法人としての経営、組織のガバナンス強化

①理事・監事の業務会議への参加

②役員研修の充実

③運営規程、労務関係規程等の整備

④事業所間の融和と連携

⑤木の香園を利用したいと思われる環境づくり

⑥理事長への手紙(提案制度)の実施と反映

(5) 財務管理の強化

利用者やその家族が安心して利用できるよう、法令順守、透明性の確保、苦情対応等の強化に努める。

①業務の効率化及びコスト削減

②財政基盤の強化(新規事業に備えた積立金の積立)

③助成金、補助金等の活用

④利用料等の完納の取組

⑤消費税課税事業者及び適格請求書発業者(インボイス制度)の登録と処理対応

(6) 社会福祉法人としての取組

安定した障がい者福祉サービスが提供できるよう財政規律の強化を図る。

①法令順守

②事業運営の透明性の確保

③苦情解決第三者委員会委員の研修

(7) 地域連携の推進

地域との交流を図るため、地域の一員として、地域行事への参加やボランティア、関係機関との交流を進め、地域に根差した社会福祉法人としての地域福祉に努める。

- ①地域社会への貢献事業の取組と地域事業への積極的参加
- ②地域交流事業の開催
- ③大川市社会福祉法人連絡会と連携した活動
- ④防災対策にかかわる地域との協定づくり

(8) 働きやすい職場環境づくりと職員のエンゲージメントの向上

- ①互助会活動の支援
- ②職員間の親睦と融和の取組
- ③健康管理の充実
- ④安全な職場環境づくりの推進
- ⑤人事評価制度の実施（管理者・サービス管理責任者・一般職員）と反映の見える化
- ⑥ふくおか健康づくり宣言と具体的な取組み充実

(9) その他

法人事業の広報を行うため次のことに取組む。

- ①広報誌の発行
- ②ホームページの更新と活用

令和6（2024）年度 社会福祉法人大川市福祉会 「木の香園生活支援センター」 事業計画

1. 事業目的

利用者の個々の特性や能力に着目し、介護支援（食事、入浴、排せつ等）、身体機能・生活能力の維持・向上のためのリハビリテーションを提供する。また、創作活動や外出支援を通して、意思決定に必要な社会経験を積むことや社会参加の機会を提供する。その他、介護に悩みを持つ家族等への支援も含めた相談支援を提供する。

2. 事業方針

- (1) 個別支援計画を理解し、実践することで利用者の満足度向上に努める。
- (2) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇、利用者に対する適切な呼称と声掛けを徹底する。
- (3) 福祉体験やボランティア、実習生を積極的に受け入れる。
- (4) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。
また、成年後見制度の利用促進及び障がい者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (5) 重症心身障害児・医療的ケアが必要な障害児を日中一時で受け入れ、職員体制が整い次第、重度障害児の放課後等デイサービスの指定を受け、サービスを開始する。
- (6) 計画的に強度行動障害支援者養成研修を受講させ、強度行動障害の利用者に対し、適切な支援を提供するための体制確保に努める。
- (7) 職員の介護負担の軽減、職場環境の改善、業務の効率化に向けた、介護機器やICTの導入を促進する。
- (8) ご家族、関係機関と連携を図り、事業所としての信頼確保に努める。

3. 事業内容

- (1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (2) 日常生活上の介護支援（食事・入浴・排せつ等）
- (3) 生活支援（趣味活動、行事レクリエーション等を個別的・集団的に実施する）
- (4) 理学療法士等によるリハビリテーション
- (5) 医療的ケアを含めた健康管理
- (6) 利用者の及び家族等への相談支援、権利擁護
- (7) 安全管理・防災・防犯・感染症対策、事故等リスク管理
- (8) 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策
- (9) 地域貢献事業
- (10) 日中一時支援事業の実施

(11) その他必要な事項

4. 個別支援計画

- (1) 本人、家族との定期的な面談を実施して、アセスメントを実施するほか、計画内容の説明および同意を得る。
- (2) 本人、家族、関係機関を含めて個別支援会議を開催する。
- (3) 個別支援計画書・モニタリングを作成するために定期的にケース会議（職員会議）を開催し、サービス管理責任者が中心となって計画等を作成する。
- (4) 個別支援計画の実施状況をモニタリングして、適宜計画の見直しを行う。

5. 日常生活介護

個別支援計画書（生活介護計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 食事

- ①介護の必要な利用者に対して、介助及びその他必要な支援を行う。
- ②給食事業と連携し、個々の食事形態に応じた（ミキサー食・きざみ食等）食事の提供を行う。
- ③経管栄養法による栄養管理が必要な利用者に対して、経管栄養の管理を看護師及び喀痰吸引等研修受講修了の介護職員が行う。

(2) 排せ

介護の必要な利用者に対して、個々の状況に応じた排せ支援を行う。また、本人の意思に反する異性介助を行わないよう事前に本人の意向を確認する。

(3) 入浴

- ①入浴を希望する利用者に対して、快適な入浴サービスを提供するとともに、介助が必要な場合は介護機器等を用いて、安全、適切に介助を行う。
- ②入浴支援の際、身体の異変、皮膚疾患等の観察も行い、必要に応じて本人や家族へ助言を行うとともに、医療機関との連携を図り健康維持に努める。
- ③権利擁護の視点で、傷やあざを発見した場合には、早急に事実確認を行う。

6. 生活支援・リハビリテーション

- (1) 創作活動や季節行事、外出支援等を計画的に実施し、利用者の参加を促す。また、利用者の希望を確認し、反映することで内容の充実を図る。
- (2) リハビリテーション計画書に基づいて、理学療法士または作業療法士の指導のもと、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持するために、必要な訓練を実施する。

7. 健康管理

- (1) 嘱託医や看護職員が中心となり利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。月3回の往診・年1回の健康診断（任意）・年1回の歯科検診（任意）
- (2) 利用者の家族との連携を図るとともに、医療機関との連絡調整を通じて健康管理、服薬管理の適切な支援を行う。
- (3) 手洗い・消毒・うがいの励行や必要な指導助言、健康体操、口腔ケアを実施して疾病の予防と感染拡大防止に努める。

8. 相談支援・他機関連携

- (1) 利用者及び家族の思いを尊重し、気持ちに寄り添った相談支援を提供する。また、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者に対して、可能な限り本人が意思決定できるよう支援する。必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。
- (2) 年1回、家族懇談会を実施し、利用者家族間の交流の場を提供すると共に、職員との情報共有や、事業所見学の機会を設ける。

9. 安全管理・防災・防犯・感染症対策・事故等リスク管理

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすく安全な環境作りと整備を行う。

(2) 防災対策

- ① 防災計画に基づいて避難訓練を行う。
- ② 災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行うとともに、下林町との「災害時における障がい者・被介護者への支援に関する協定」を締結する。
- ③ 防災時に備え備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づき、避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、国、県が示す指針を参考に、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

(5) 業務継続計画

自然災害等により事業継続に支障が生じた場合に備え、業務継続計画を作成する。また、

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、平時の感染予防や発生時の事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

10. 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策

- (1) ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。
- (2) 職場におけるハラスメント防止のため、相談窓口の設置、早期対応を図る。

11. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成等を行っていく。市内小中学校へ図書寄贈を行う。

(2) 地域との交流

地域社会との交流を大切にして、地域行事への参加及び当園行事への参加を促すことにより、法人及び事業所の周知を図っていく。

12. 日中一時支援

障害児（者）に対して、一時的な見守り支援を行うことにより、家族のレスパイト（社会的行事、休息等）として利用していただくことを目的とする。

13. 運営体制

(1) 定員

生活介護（共生型通所介護併設）40名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼務	資格等
管理者	1	1		社会福祉士
サービス管理責任者	1	1		介護福祉士
看護師	3	3		看護師
生活支援員	20（10）	18（9）	2（1）	介護福祉士
事務員	1		1	
福祉クレーク	（1）		（1）	

運転手	3 (3)	3 (3)		
嘱託医	(1)	(1)		非常勤
理学療法士・作業療法士	(2)	(2)		非常勤
合計	28	26	2	

※1 ()内の数字については、非常勤並びに短時間職員の数

※2 生活支援員には、特定技能実習生を含む

(3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

14. 年間行事計画

別紙、「木の香園生活支援センター」年間行事計画のとおり。

15. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令和6年（2024）年度 社会福祉法人大川市福祉会 多機能型事業所「木の香園自立支援センター」 事業計画

1. 事業目的

(1) 就労継続支援A型

就労を希望する利用者に対して、利用者が自立した日常生活又は社会生活が営むことが出来るよう、障がい者を雇用し就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。また、就労するために必要となる生活上の支援を行う。

(2) 宿泊型自立訓練

障がい者が地域生活を営む上で、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、日常生活に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(3) 短期入所

障がい者及び障がい児が地域で自立した日常生活及び社会生活が営むことができるよう支援を行う。また、家族等の介護負担軽減(レスパイト)を行うとともに、家族の高齢化や地域移行が必要な障がい者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。さらに、在宅生活が困難となり短期間入所する必要がある方について、短期入所を提供することを通して、虐待等の理由で一定期間支援が必要な方に対して緊急受け入れを行う。

(4) 自立訓練（生活訓練）

入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援、相談及び助言その他の必要な支援を提供する。

(5) 共通事項

事業所全体として利用者や家族、地域のニーズを把握するよう努める。

2. 事業方針

(1) 多機能型共通方針

- ①利用者の所在する自治体、他の障がい者福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援事業者、指定障がい者支援施設、その他の福祉サービス又は特別支援学校、保健医療サービスを提供する者等の関係機関との密接な連携に努める。
- ②利用者が地域で自立した生活ができるように支援内容の充実と向上を図る。
- ③親切で丁寧な気持ちの良い接遇を心掛け、利用者やその家族との信頼関係の構築に努める。
- ④地域との結びつきを重視し、地域活動への参加や地域交流を通して開かれた施設として、地域住民との交流を図る。

- ⑤利用者の意思や自己決定を尊重し自立生活を支援する。
 - ⑥障がい特性に応じた相談支援や環境調整を行い、受入体制を整える。
 - ⑦質の高いサービス提供を行うために支援内容の充実と職員の資質向上・スキルアップに努める。
 - ⑧働きやすい職場環境づくりと職員のエンゲージメントの向上に努める。
- (2) 「就労継続支援A型」方針
- ①雇用契約等に基づいた就労支援を提供する。
 - ②就労を通じて知識と技術向上のために必要な訓練の機会を提供する。
 - ③一般就労を希望する利用者の就職を支援する。
 - ④日常生活上の相談支援及び行事レクリエーションの充実を図る。
- (3) 「宿泊自立訓練」方針
- ①夜間の居住の場を提供する。
 - ②地域生活への移行を支援する。
 - ③家事等日常生活能力を向上させるために必要な支援を行う。
 - ④精神障がいや発達障がいのある方の障がい特性に応じた相談支援や環境調整を行い、受入体制を整える。
 - ⑤長期入院・長期施設入所者の社会的受け皿としての体制を確保する。
 - ⑥日常生活上の相談支援及び行事レクリエーション等の余暇活動の充実を図る。
 - ⑦地域貢献に取り組む。
- (4) 「短期入所」方針
- ①地域移行や将来の利用のため体験利用の受入を行う。
 - ②自宅で暮らす障がい者が一時的に利用できるように受入する。
 - ③家族等の介護負担軽減を図れるように受入を行う。
 - ④虐待や家族の急病等の緊急受入体制を確保する。
- (5) 「自立訓練（生活訓練）」方針
- ①入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な支援を行う。
 - ②就労に向けた訓練の場を提供する。
 - ③社会適応訓練を提供する。
 - ④地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

(1) 多機能型共通

- ①利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- ②生産活動及び就労訓練の実施

- ③生活支援（余暇活動・行事レクリエーション等）
 - ④利用者及び家族等への相談支援、権利擁護
 - ⑤地域貢献に関する事業
 - ⑥安全管理、防災・防犯、感染症対策（リスク管理）
 - ⑦職員の資格取得支援及び研修受講
 - ⑧職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策
 - ⑨その他必要な事項
- (2) 「就労継続支援A型」内容
- ①職業訓練の実施
 - ②給食事業・配食事業・カフェ事業・社員食堂の受託・イベント販売の実施
 - ③生活支援（余暇活動・家族交流等）
- (3) 「宿泊自立訓練事業」内容
- ①地域移行に向けた環境調整や訓練の実施
 - ②関係機関（自治体・病院・学校・相談事業所等）との連絡・連携
 - ③日中活動（職場や事業所等）との連絡・連携
 - ④生活支援（炊事、洗濯、掃除、行事活動、趣味活動等）の実施
- (4) 「短期入所事業」内容
- ①介護（食事、入浴、排泄等）
 - ②在宅生活障がい者・児の短期間の入所による支援
 - ③緊急避難時の受入れ体制の強化
 - ④大川市障害者等安心生活支援事業との連携強化
- (5) 「生活訓練」内容
- ①日常生活訓練、社会適応訓練の実施
 - ②創作活動、生産活動、レクリエーションの実施
 - ③関係機関（市町村・病院・学校・相談事業所等）との連絡・連携

4. 就労活動（就労継続A）

個別支援計画書（「就労継続支援計画書」）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ①給食事業 法人内の給食提供、法人外の給食事業委託
- ②配食事業 高齢者・障がい者の方への安心・安全な配食サービスの提供
お弁当の提供
法人内外GHへの配食提供
- ③カフェ事業 おおかわ子育て支援センター内におけるカフェの運営

④社員食堂の受託 大川市内の社員食堂の運営

⑤販 売 イベント販売

(2) 賃金

①多機能型事業所「木の香園自立支援センター」賃金規程に基づいて支給する。

(3) 受注活動

定期的なお弁当販売を行い、売上向上を図るために、受注先の開拓を行う。

(4) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターと連携して、職場実習先の開拓及び職場への定着支援を行う。

施設外就労は、利用者1名以上と職員がユニットを組み、企業内での作業を実施する。

5. 個別支援計画

①本人、家族との定期的な面談を実施して、アセスメントを実施する。相談支援事業所が作成したサービス等利用計画やアセスメントに基づき個別支援計画を作成、内容の説明および同意を得る。

②本人、家族、関係機関を含めて個別支援会議を開催する。

③個別支援計画書・モニタリングを作成するために定期的にケース会議（職員会議）を開催し、サービス管理責任者が中心となって計画等を作成する。

④個別支援計画の実施状況をモニタリングして、適宜計画の見直しを行う。

（就労A：年2回以上、宿泊型・生活訓練：年4回以上）

6. 生活支援

(1) 余暇活動

年間行事計画に沿って季節行事、ショッピング、スポーツ等、計画的に実施する。

(2) 生活支援

利用者と定期的な面談を実施し、利用者やその家族の思いを確認する。その思いに寄り添いながら日常生活上、必要となる相談・生活指導等の支援を提供する。また、看護師や栄養士と連携を行い、健康管理の支援を提供する。

(3) 家族会

宿泊型自立訓練・就労継続支援A型で年1回家族会をそれぞれ開催し、家族の交流の場を提供すると共に、職員と情報共有を行い交流の場を設ける。

(4) 相談支援・他機関連携

利用者や家族の相談支援を行うとともに、必要に応じて相談支援事業所や行政、その他関係機関と連携を図る。

(5) 地域参加

地域の行事や清掃活動への参加を通じて地域住民との交流を図る。

7. 安全管理、防災・防犯、感染症対策・事故等リスク管理

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。職場におけるハラスメントの防止を徹底する。

(2) 防災対策

防災マニュアルを作成し、避難訓練を行う。防災時のための備蓄品の確保を行う。(マニュアルは1年に1回更新する。) また、下林町との「災害時における障がい者・被介護者への支援に関する協定」を締結する。

(3) 防犯対策

職員ミーティングの中で防犯マニュアルを作成し、防犯訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。(マニュアルは1年に1回更新する。) また、利用者自身が犯罪に遭わないため、防犯教育を実施する。

(4) 感染症対策

法人で定める「感染対策マニュアル」に従い、事業所内のアルコール消毒、館内清掃、手洗いの励行を徹底する。利用者にも感染症予防のため毎日声掛けを行い、感染に対する意識向上を図る。また、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づき、感染予防に努め、法人の新型コロナウイルス感染症対策検討チームと連携して利用者へサービス提供できるよう健康管理を強化する。

(5) 業務継続計画

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、平時の感染予防や発生時の事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

8. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援A型	20名	宿泊自立訓練	10名	
短期入所	2名	自立訓練(生活訓練)	6名	<u>合計38名</u>

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼任	資格等
管理者	1		1	
サービス管理責任者	(1)		(1)	
生活支援員	2	2	(4)	介護福祉士 他
賃金向上達成指導員	1	1		
地域移行支援員	1	1		精神保健福祉士
管理栄養士	1	1		
栄養士	2	2		
調理員	19	3	16	
夜間支援員	4		4	介護福祉士
嘱託医			(1)	非常勤
事務員	1		(1)	
配達員	4	4		
合計	35	9	23	

(3) 職員の資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進すると共に、資質向上のための研修受講を実施する。

9. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香園自立支援センター」年間行事計画のとおり。

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令6年（2024）年度社会福祉法人大川市福祉会 就労継続支援B型事業所「木の香園就労支援センター」 事業計画

1. 事業目的

障がいがある方が働きながら、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、就労の機会の提供をするとともに施設外支援や施設外就労等の機会を提供し、就労に向けた支援を行う。また、就労するために必要となる日常生活上の必要な支援を行う。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な気持ちの良い接遇を心掛け、利用者との信頼関係を築きながら資質・専門性の向上に努める。
- (2) 利用者を中心とした施設運営を目指し、利用者の意思や自己決定を尊重した支援内容の充実と向上に努める。
- (3) 生産活動に伴う作業安定化と工賃向上に努める。
- (4) 利用者が地域社会で自立した生活ができるように生活支援の内容充実を図る。
- (5) 地域社会の一員であることを自覚し地域住民と利用者の交流を地域団体へ積極的に働きかけ、ボランティアの導入、促進を図る。また、地域との結びつきを重視し、自治体、他の障害福祉サービス事業所との連携に努める。
- (6) 市内の小中学校の福祉教育や職場教育に協力する。
- (7) 老朽化した施設の維持・管理に努める。
- (8) 働きやすい職場環境づくりと職員のエンゲージメントの向上に努める。

3. 事業内容

- (1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (2) 生産活動及び就労訓練の実施
- (3) 生活支援（余暇活動・行事レクリエーション等）
- (4) 利用者及び家族等への相談支援、権利擁護
- (5) 地域貢献に関する事業
- (6) 安全管理、防災・防犯、感染症対策、事故等リスク管理
- (7) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (8) 職員のメンタルヘルス対策・ハラスメント対策
- (9) その他必要な事項

4. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施して、アセスメントを実施するほか、計画内容の説

明および同意を得る。

②本人、家族、関係機関を含めて個別支援会議を開催する。

③個別支援計画書・モニタリングを作成するために定期的にケース会議（職員会議）を開催し、サービス管理責任者が中心となって計画等を作成する。

5. 生産活動

(1) 生産活動の内容

①自主事業 リサイクル（アルミ缶、ビール瓶、一升瓶）

②自主事業 竹製品（しゃもじ・さいばし・スプーンなど）、竹プランター、門松

③自主事業 竹炭、竹炭オブジェ、もみ殻くん炭

④自主事業 ダンボールコンポスト

⑤自主事業 多肉植物

⑥自主製品 農作業（米、玉葱、じゃがいも など）

⑦販売 イベント（市民夏祭り・木工まつり・福祉フェスティバル・木の香マラソン）
店頭販売（道の駅おおき、テラツツア）

⑧下請事業 レールダボ付け・ラベル貼り・花火芯作り・い草デオグラス
滑り止めマットの袋詰め・ギフト箱折り・段ボール組み立て
家具部品の検品・チラシ折り・みかん皮むき・ネギ皮むき
芽取りキャップ など

⑨委託作業 市報配布・議案配布・県だより仕分け・トイレ清掃

⑩その他施設外就労

環境課プラスチック分別及び瓶分別、現場実習（木工所等）
清掃作業、除草作業、農作業補助

(2) 工賃

①就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」工賃規程に基づいて支給する。

②最低補償額 月額3,000円（20日通所の場合）

令和6年度 目標平均工賃 23,000円

③工賃向上計画に基づき、利用者工賃の向上に努める。

(3) 受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。目標工賃達成指導員及び職業指導員を中心に関係先を訪問し受注を促進する。

(4) 職場実習及び職場開拓

ハローワーク、障害者職業・生活支援センターと連携して、職場実習の開拓及び職場へ

の定着支援を行う。

(5) 作業場所環境整備

①就労意欲の高い利用者への作業場所確保を行い、作業効率を高めていく。また、個別の作業室にて、利用者が安定して作業に取り組んで行けるよう支援を行う。

②感染症対策を行い、安心して作業に従事できるような環境を整える。

(6) 施設外就労・施設外支援

施設外就労（職員同行）を実施し、施設外手当を支給することで、工賃の引き上げ及び就労能力・意欲の向上に努める。また、職員同行なしで従事することが可能な利用者は、施設外支援に切り替えることで、工賃の向上及び一般就労への移行を支援する。

(7) 在宅就労・在宅支援

様々な感染症の流行時に利用者・保護者の意向を踏まえ、在宅支援・在宅就労支援を実施する。

6. 生活支援

(1) 生活支援

衛生、健康に関する支援

（手洗い指導、嚥下体操、腰痛体操、検温、体重測定、血圧測定、歯科検診、視力検査、インフルエンザ予防接種、体力測定、感染症や糖尿病に対する講座）

社会的マナーに関する支援

（身だしなみ、訪問カット、挨拶、交通安全教室）

(2) 行事活動

感染対策を取りながら、安心して利用者に参加していただけるよう計画・実施していく。また、家族参加型のレクリエーションを実施し、家族間・職員との交流を深める。

園内でも充実して過ごしていただくために、利用者の意見を取り入れて様々なレクリエーションを計画していく。

- ・季節行事（花見、七夕、クリスマス会、初詣）
- ・園内レク（カラオケ、誕生会、調理実習、軽スポーツ等）
- ・園外レク（買い物、映画鑑賞、社会見学、バルーン見学、スポーツ観戦）
- ・文化活動（陶芸教室、習字 等）

(3) その他の個別支援

日常生活上必要となる介助や金銭管理のほか、対人関係の形成に関する助言等を提供する。また、健康面での課題のある利用者に対し、運動する機会や、服薬管理等の支援を提供する。

(4) 家族懇談会

年1回家族懇談会を実施し、利用者家族の交流の場を提供すると共に、職員との情報共有や、事業所見学の機会を設ける。

(5) 地域交流

地域行事へ参加し大川木工まつりや福祉のつどい、木の香マラソン等、地域イベントへの出店により積極的に地域との交流を深める。

(6) 福祉教育の一環として、市内の小中学校の児童生徒が体験学習できるように受け入れを行う。

7. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行う。市内小中学校へ図書寄贈を行う。

(2) 清掃活動

道海島地区の定期的な清掃活動を行なう。

8. 安全管理、防災・防犯、感染症対策・事故等リスク管理

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。職場におけるハラスメントの防止を徹底する。

(2) 防災対策

①防災計画に基づいて避難訓練を行う。

②災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。
また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。

③防災時に備え備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、別に定める「新型コロナ感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

(5) 業務継続計画

「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」「障害者福祉サービス事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドラ

イン」に基づいて、平時の感染予防や発生時、自然災害での事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

10. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援40名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専従	兼務	
管理者	1		1	
サービス管理責任者	1	1		
生活支援員	3	2	1	
職業指導員	4	4		
目標工賃達成指導員	1	1		
嘱託医			(1)	非常勤
運転手	1	1		
事務員	(1)		(1)	
合計	11	9	2	

(3) 資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

11. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香園就労支援センター」年間行事計画のとおり。

12. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令和6(2024)年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香らんど 「就労継続支援B型」 事業計画

1. 事業目的

障がいのある方が地域で働きながら暮らしていく為に、就労の機会を提供するとともに、日常生活における必要な支援や余暇活動の充実を図れるようサービスの提供を行うことを目的とする。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 利用者が地域社会で自立した生活を送ることが出来るように支援する。
- (3) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。
また、成年後見制度の利用促進及び障がい者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (4) 安全に配慮して安心できる雰囲気の中で福祉的就労の場を提供する。
- (5) 一般就労（就労継続支援A型含む）を希望する利用者の就職を支援する。
- (6) 工賃向上計画に基づき、新規事業開拓等に努め、利用者個々のニーズに沿った生産活動の提供に努める。
- (7) 行事レクリエーション及び社会見学を行い、余暇活動の充実を図る。
- (8) 精神障がいや発達障がいのある方の障がい特性に応じた相談支援や環境調整を行い、受入体制を整える。また、医療機関との連携を推進する。
- (9) 質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実とサービス提供職員の資質向上・スキルアップに努める。
- (10) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (2) 生産活動及び就労訓練の実施
- (3) 生活支援（余暇活動・行事レクリエーション等）
- (4) 利用者及び家族等への相談支援、権利擁護
- (5) 地域貢献に関する事業（ドリームたぐち等）
- (6) 安全管理、防災・防犯、感染症対策、事故等リスク管理
- (7) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (8) 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策

(9) その他必要な事項

4. 個別支援計画の作成

- (1) 本人、家族との定期的な面談を実施し、アセスメント及びモニタリングに基づいた個別支援計画書を作成する。
- (2) 個別支援計画の修正、評価のため、適時、個別支援会議を開催する。必要に応じて、家族や相談支援事業所等の関係機関に参加してもらい情報共有を図る。

5. 生産活動

個別支援計画書（就労継続支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 生産活動の内容

- ①下請作業 家具部品の梱包、製品のラベル付け作業、みかんやニンニクの皮むき、液体肥料の小分け作業、い草製品の加工・封入等
- ②業務委託 きのこと収穫・梱包、葬場清掃、法人内事業所清掃、にんにく収穫、高齢者施設・温泉施設の剪定・清掃、桐箱加工・梱包作業、廃プラスチック分別、献血チラシ印刷（大川市委託）、事務用品配達
- ③販 売 イベント販売、夏季・冬季ギフト販売、自動販売機設置

(2) 工賃

①就労継続支援B型事業所「木の香らんど」工賃規程に基づいて支給する。

②最低補償額 3,000 円 (20 日通所の場合)

令和6年度目標平均工賃 25,000 円 (R5年度 実績見込 20,400 円)

【新算定方式】年間工賃支払い総額 (年間延べ利用者数年間開所日数) /12 ヶ月

※令和5年度工賃実績 最高工賃支給月額 61,450 円

③工賃向上計画に基づき、利用者工賃の向上に努める。

(3) 受注活動

安定的な生産活動を提供するために、受注先の開拓に努める。目標工賃達成指導員を中心に企業等を訪問し、受注を促進する。また、就労年間計画を立て、収益の進捗状況を随時確認しながら、評価・対策を行う。

(4) 自主製品開発

下請先の状況に左右されない安定した収入源を確保するため、自主製品の開発に取り組む。(い草や木材の端材を活用した製品、アート作品の制作など)

(5) 施設外就労・施設外支援

施設外就労（職員同行）を実施して、工賃の引き上げ及び就労能力の向上に努める。また、職員同行なしで従事することが可能な利用者は、施設外支援に切り替え、工賃の

向上及び一般就労への移行を支援する。

(6) 就職支援

就職や就労継続支援 A 型事業所へのステップアップを希望する利用者に対してハローワークや障害者就業・生活支援センター、就労移行事業所、相談支援事業所と連携して、職場実習の実施や振り返り、面接の練習等を行う。

(7) 働き方の多様化

利用者の体力や心身の状況に合わせて、利用日数や時間を設定する。また、在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると自治体が判断した利用者に対して、作業活動、訓練等のメニューを確保し、在宅による就労を提供する。

6. 生活支援

個別支援計画書（就労継続支援計画書）に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 余暇活動

季節行事、研修旅行、買い物、社会見学等を計画的に実施し、利用者の参加を促す。また、利用者の希望を確認し、反映することで内容の充実を図る。さらに行事等を通して他事業所との交流の機会を設ける。

(2) 相談支援・他機関連携

利用者及び家族の思いを尊重し、気持ちに寄り添った相談支援を提供する。また、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者に対して、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する。必要に応じて関係機関と連携し、通所の安定を図る。

(3) その他の個別の支援

日常生活上必要となる介助や金銭管理のほか、対人関係の形成に関する助言等を提供する。また、健康面での課題のある利用者に対し、運動する機会や、服薬管理等の支援を提供する。

(4) 家族懇談会

年1回家族懇談会を実施し、利用者家族の交流の場を提供すると共に、職員との情報共有や、事業所見学の機会を設け事業内容の周知を図る。

7. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行う。市内小中学校へ図書寄贈を行う（事業所持ち回り）

(2) ドリームたぐち（田口校区地域コミュニティ）

みんなが住みやすいまちについて語り合う会（ドリームたぐち）に参加し、地域の問題解決に協力する。ボランティア活動「ちょっとかせする隊」のサポーター登録をおこない、田口校区住民の「ちょっとした困りごと」をサポートする活動をおこなう。

(3) 清掃活動

田口校区の定期的な清掃活動を行う。

8. 安全管理、防災・防犯、感染症対策・事故等リスク管理

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすく安全な環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。職場におけるハラスメント防止のため、相談窓口を周知して、早期対応を図る。

(2) 防災対策

①防災計画に基づいて避難訓練を行う。

②災害発生時、利用者の安否確認を行うための体制を整備し、状況把握に努める。防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。

③防災時に備えた備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

(5) 業務継続計画

自然災害等により事業継続に支障が生じた場合に備え、業務継続計画を作成する。また、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、平時の感染予防や発生時の事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内外での事故防止、公用車の安全運転管理について、リスク管理を徹底する。

9. 運営体制

(1) 定員

就労継続支援B型 20名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼任	資格等
管理者	1		(1)	精神保健福祉士
サービス管理責任者	(1)	1		精神保健福祉士
生活支援員	4	2	(2)	精神保健福祉士、介護福祉士
職業指導員	3	3		
目標工賃達成指導員	1	1		
嘱託医			1	非常勤
事務員	(1)		(1)	
合計	9	7		※嘱託医を除く

※ () 内の数字については、事業所内の他職種との兼務及び非常勤の数

(3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為の研修受講を実施する。

10. 年間行事計画

別紙、就労継続支援B型「木の香らんど」年間行事計画のとおり。

11. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令和6(2024)年度 社会福祉法人大川市福祉会 木の香らんど 「地域活動支援センター」事業計画

1. 事業目的

障がいのある方や生活上の課題があつて支援を必要とする方に対して、地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な支援を提供することを目的とする。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 利用者の社会参加を支援するために、誰でも利用可能な交流の場を提供する。
- (3) 利用者の自己決定を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。
また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (4) 余暇行事（創作活動、スポーツ、行事など）の充実を図る。
- (5) 社会スキルを身に付けるための支援（プログラム）を提供する。
- (6) 生産活動を希望する者に就労訓練の場を提供する。
- (7) 被保護者、生活困窮者の就労訓練の場を提供する。
- (8) 支援内容の充実とサービス提供職員の支援技術の習得に加え、資質向上・スキルアップに努める。
- (9) 地域ニーズに沿った支援を提供すると共に、地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 創作的活動又は生産活動の場の提供及び社会との交流促進を図る
- (2) 生活支援（余暇活動・行事レクリエーション、家族交流会等）
- (3) 利用者及び家族等への相談支援、権利擁護
- (4) 就労準備支援
- (5) 地域貢献に関する事業
- (6) 安全管理、防災・防犯、感染症対策、事故等リスク管理
- (7) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (8) 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策
- (9) その他必要な事項

4. 創作的活動、生産活動

- (1) 芸術活動 陶芸、絵画、写真、木工、アクセサリ作り、等
- (2) 下請作業 みかん皮むき、家具部品の検品・組み立て、等
- (3) 業務委託 清掃業務、廃プラスチック分別、献血チラシ印刷等
- (4) 自主製品販売 コーヒー、ギフト販売、イベント販売、等

5. 生活支援

- (1) フリースペースの設置

誰でも気軽に立ち寄ることができる憩いの場（フリースペース）を提供する。

- (2) 余暇活動

外出、季節行事、社会見学等を実施する。

- (3) スポーツ

ウォーキングやスポーツジムでの筋力作り等、利用者のニーズに合わせたプログラムを作成し、実施する。

- (4) ソーシャルスキルトレーニング（SST）

配置されている精神保健福祉士が、利用者のニーズに合わせ、社会生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する。

- (5) その他日常生活上の必要な支援

6. 相談支援

大川市福祉事務所福祉係・保護係、困りごと相談室等関係機関と連携し、就労や家計に関する困りごとに関して相談支援を提供します。

精神科病院及び保健福祉環境事務所、基幹相談支援センターと連携し、精神障がい者・発達障がい者へのアウトリーチ事業に協働する。

7. 大川市からの委託事業

大川市から委託を受けている被保護者及び生活困窮者就労準備支援事業の実施。稼働能力がありながら稼働していない被保護者（生活困窮者）の勤労意欲の助長及び稼働能力の活用を促進させるため、就労訓練の場を提供する。

8. 福岡県精神保健福祉会連合会の活動

福岡県精神保健福祉会連合会（福精連）の活動に参加し、利用者同士の交流（ふれあい大会・バレーボール大会）や学びの場（精神保健福祉研修会）を提供する。

福精連事業所部会に所属し、加盟する事業所の職員育成、情報交換等の事業を企画運営

する。

9. 地域貢献

(1) ドリームたぐち（田口校区地域コミュニティ）

みんなが住みやすいまちについて語り合う会（ドリームたぐち）に参加し、地域の問題解決に協力する。ボランティア活動「ちよっとかせする隊」のサポーター登録をおこない、田口校区住民の「ちよっとした困りごと」をサポートする活動をおこなう。

(2) 清掃活動

田口校区の定期的な清掃活動を行う。

10. 安全管理・防災・防犯対策

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすく安全な環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。職場におけるハラスメント防止のため、相談窓口を周知して、早期対応を図る。

(2) 防災対策

①防災計画に基づいて避難訓練を行う。

②また、災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。

③防災時に備え備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

法人で定める「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

(5) 業務継続計画

自然災害等により事業継続に支障が生じた場合に備え、業務継続計画を作成する。また、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、木の香らんど（就労継続支援B型）が作成した業務継続計画に準じて事業を継続する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

1.1. 他機関連携等

精神障がい者への対応として、医療機関と連携を図り、治療及び服薬管理の状況について情報交換するとともに、疾患に対する理解及び効果的な関わりについて、職員の資質向上に努める。

1.2. 運営体制

(1) 定員 10名以上

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼任	資格等
施設長	(1)		(1)	
指導員	(2)		(2)	
精神保健福祉士	1		1	機能強化事業
嘱託医			(1)	非常勤
事務員	(1)		(1)	
合計	1		1 (5)	

※ () 内の数字については、事業所内の他職種との兼務及び非常勤の数

(3) 資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

1.3. 年間行事計画

別紙、木の香らんど「地域活動支援センター」年間行事計画のとおり。

1.4. その他

その他必要な事項は、運営規程に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令和6年(2024)年度社会福祉法人大川市福祉会 木の香園相談支援センター「相談支援事業」事業計画

1. 事業目的

障がいのある方とその家族に対して相談支援を提供し、地域で共に暮らすことができるようにサービス等利用計画の作成、権利擁護への取り組み、地域自立支援協議会の推進等を行うことを目的とする。

事業の実施にあたっては、大川市及び地域の関係機関と連携して、相談窓口の周知を図ることとする。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 障がいのある方の自己決定を尊重し、その方を支える家族等も含め、安心して地域生活を送ることができるように支援する。
- (3) 大川市障害者自立支援協議会に参加し、利用者個々のニーズを地域の課題として捉え、解決に向けて協議する。
- (4) サービス等利用計画作成が必要な障がい者等へ相談支援を提供するとともに、ニーズに沿った計画、人権を配慮した計画作成に努める。
- (5) 相談支援の広報周知に努め、地域住民からの相談受付体制を整備する。
- (6) 質の高い福祉サービスを提供するために、相談援助技術の習得やスキルアップに努める。

3. 事業内容

- (1) 大川市障害者相談支援事業の実施
- (2) 自立支援協議会事務局及び部会の企画・運営
- (3) サービス等利用計画の作成及びサービス担当者会議の開催
- (4) サービス利用調整のための他機関連携
- (5) 障がいのある方の権利擁護（成年後見制度利用促進、障がい者の虐待防止法、差別の解消に向けた取り組み）
- (6) 近隣自治体相談支援事業所等との情報交換、事例検討、研修会等の開催
- (7) 基幹相談支援センターを主体としたケース検討会の協議、実施
- (8) 新しい生活様式に対応した相談援助の在り方を検討する（ウェブ会議の活用や ICT 機器の活用等）。【継続3年目】
- (9) 安全管理、防災・防犯、感染症対策、事故等リスク管理

- (10) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (11) 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策
- (12) その他必要な事項

4. 委託相談支援事業「障害者相談支援事業」

(1) 来所・訪問相談

相談センター窓口での来所相談、家庭への訪問相談を実施する。相談員不在時は電話対応を行う。また、大川市基幹相談支援センター、大川市委託相談支援事業所、地域包括支援センター、保健福祉環境事務所等関係機関と連携する。

(2) 個別ケア会議開催

福祉事務所及び関係機関と連携し、障がい者及びその家族に関するケア会議を実施する。その為の連絡調整、会議の運営等を行う。

(3) 大川市障害者自立支援協議会

委託相談支援事業所として、自立支援協議会に委員を派遣する。また、事務局及び専門部会への参加を行い、利用者個々が抱える課題を地域の課題として解決に向け協議する。地域生活支援拠点整備に向け、引き続き検討していき、社会資源の開発や相談支援事業の評価などを行う。

(4) 障害支援区分認定調査の受託

福祉事務所からの求めに応じて、障害支援区分認定調査を実施、判定結果を報告する。大川市以外の市町村からの依頼に基づいて委託契約を締結のうえ認定調査を実施する。

(5) 大川市地域生活支援事業の受託

コミュニケーション支援事業の受託、運営および聴覚障がい者の手話通訳者の派遣調整を行う。

(6) 相談支援体制の強化

相談支援機能強化事業による相談支援体制を強化する。精神保健福祉士を配置することによって専門的な相談支援の展開を図る。

(7) 大川市成年後見センターの運営

大川市からの委託による同センターの設置運営を行う。成年後見制度の普及促進並びに相談窓口を設置する。成年後見制度の利用が必要な大川市民に対して必要な支援を行う。

5. 指定相談支援事業（特定相談、障害児相談、地域移行、地域定着）

(1) サービス等利用計画作成

【計画作成】 作成件数 継続680件、新規40件 計720件

【認定調査】調査件数 60件 【コミュニケーション支援】30件

- ①利用計画に基づいて本人、家族との面談を行い情報の整理を行う。
- ②サービス等利用計画書（障害児支援利用援助計画、地域移行計画）を作成する。
- ③サービス担当者会議を開催する。（計画、サービスの変更の時及び必要時）
- ④サービス等利用調整に係る関係機関との連携を図る。
- ⑤地域移行支援計画及び、地域定着支援台帳の作成を行う。
- ⑥モニタリングの実施及び計画の修正を行う。
- ⑦介護保険対象の方については、本人、関係機関と協議を行い、介護保険サービスへ移行する。また、サービス等利用計画をケアプランに移行可能な場合は随時移行する。

(2) 質の高い相談支援体制の整備

- ①主任相談支援専門員によるスーパーバイズ（相談、助言、協働）
- ②利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的で開催する。
- ③24時間連絡体制及び相談に対応する体制の確保を行う。
- ④新規の相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修修了者による同行研修を実施する。
- ⑤基幹相談支援センターが実施する事例検討会への参加する。

(3) 障がい児（者）の権利擁護（成年後見制度利用促進、障がい者虐待防止、差別の解消に向けた取り組み）

- ①権利擁護が必要な人へ成年後見制度の利用促進を図り、障がい者虐待防止に関する広報・周知、また、差別の解消に向けた合理的配慮の検討及び関係機関への周知等を行う。
- ②成年後見制度の利用が必要と思われる障がい者に対し、大川市成年後見センターと連携して利用に関する相談支援を提供する。また、虐待を発見した場合は速やかに市町村等へ通報を行う。
- ③大川市虐待防止ネットワークへの委員派遣及び大川市障害者虐待防止センターとの連携を図る。

6. 安全管理・防災・防犯・感染対策・事故等リスク管理

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルズに留意する。職場におけるハラスメントの防止を徹底する。

(2) 防災対策

- ①防災計画に基づいて災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時

の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。

②災害発生に備え、利用契約者等の連絡先等一覧を作成し、適切に保管する。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、別に定める「新型コロナ感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

訪問時は下記事項に留意する。

①訪問・面談時において、訪問先の感染対策を実施し、三密を回避する。

②感染拡大状況に応じて訪問の自粛や電話等の通信機器を活用する。訪問する場合においては、インターホンや窓越しの会話等、訪問先の指示に従う。

③事業所に感染者が発生した場合は、速やかに行政と情報共有を行い、感染拡大防止に努める。

(5) 業務継続計画

自然災害等により事業継続に支障が生じた場合に備え、業務継続計画を作成する。また、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、平時の感染予防や発生時の事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理、個人情報管理についてリスク管理を徹底する。

7. 運営体制

(1) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼任	資格等
管理者	1		(1)	
相談支援専門員	5	3	(2)	社会福祉士、介護福祉士等
精神保健福祉士	1		(1)	機能強化事業、精神保健福祉士
相談支援員	1		1	相談支援業務、事務業務
事務員	1			他事業兼務
合計	9	3	1 (4)	※嘱託医を除く

※（ ）内の数字については、事業所内の他職種との兼務の数

(2) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

8. 年間行事計画

別紙、木の香園相談支援センター「相談支援事業」年間行事計画のとおり。

9. その他

その他必要な事項について、委託事業については大川市と必要に応じて協議するほか、指定相談支援においては運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

また、関係各団体との情報交換に努め、行政と連携して関連分野の研修会等に参加し、相談支援の質の向上に努める。

令和6年（2024）年度社会福祉法人大川市福祉会 「大川市成年後見センター」事業計画

1. 事業目的

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、共生社会における喫緊の課題であり、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいて、成年後見制度の利用を推進するため大川市から中核機関（大川市成年後見センター）を受託運営する。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 高齢者や障がいのある方の意思決定を尊重し、その方を支える家族等も含め、安心して地域生活を送ることができるように支援する。
- (3) 大川市と連携し、成年後見制度の利用が必要な方に対する普及啓発と支援機関等への周知を図る。
- (4) 成年後見制度の利用に関する相談窓口を設置するとともに、窓口に来られない方への訪問や今後利用が見込まれる方への支援を行う。
- (5) 自治体、司法・医療・福祉の関係機関や専門職団体と連携し、協議会を運営する。
- (6) 質の高い福祉サービスを提供するために、成年後見制度の知識習得やスキルアップに努める。

3. 事業内容

(1) 広報業務

- ①市民向け講座『大川市終活セミナー』を市と共に開催する。講座の中で成年後見制度や任意後見契約についての説明を行う。
- ②市民を対象に『大川市成年後見フォーラム』を市と共に開催し、意思決定支援について広く周知する。
- ③市民に身近な関係機関への挨拶回りを通し、更に成年後見センターの周知をはかる。

(2) 相談業務

- ①わかりやすい制度説明ツールを用いて、本人の意思決定を支援する。
- ②移動が難しい利用者の自宅や入所施設等へ出向いて相談支援を実施する。
- ③地域支援チーム等によるカンファレンス等へ参加し助言・提案を行う。
- ④本人や地域支援チームが望む成年後見人等候補者について家庭裁判所や3士

会等へ相談調整を行う。

⑤受任後の後見人等が既存の支援チームとスムーズに合流できるよう支援する。

⑥エンディングノート作成支援を通して、高齢者施設入所者等の後見制度利用ニーズの早期発見、早期支援開始につなげる。

(3) 権利擁護支援モデル事業業務

『大川市おひとりさま支援事業』

①大川市、大川市社会福祉協議会とともに、大川市権利擁護ネットワーク会議の運営を行う。

②市民向け意思決定サポーターの養成研修を実施する。

③モデル事業利用者と意思決定サポーターのマッチングを行い、サポーターの活動を支援すると共に、その内容を市と共有する。

④ご利用者、意思決定サポーターの双方に対し定期的にモニタリングを行い、その内容を市と共有する。

(4) 成年後見制度利用促進に関する業務

①協議会の運営を通し、地域の権利擁護支援ネットワークを構築する。

②大川市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業から成年後見制度利用への移行を支援する。

(5) その他関連する業務

①高齢者、障がいのある方の権利擁護（虐待防止、差別の解消に向けた取組み）

②定例会をはじめ、自治体と緊密な連絡調整を行う。

③後見制度利用促進に有効な新しい取組みについて検討する。

④筑後地区の各中核機関とも意見交換等を通じ連携を広げる。

4. 運営体制

(1) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼任	資格等
センター長	1		(1)	
相談支援員	1	1		社会福祉士
事務員	1		(1)	
合計	3	1	(2)	

5. 研修受講計画

資質向上のため、キャリアパス中堅職員研修、障がい福祉施設職員研修及び成年後見制度関連の研修を受講する。

6. 年間行事計画

別紙、「大川市成年後見センター」年間行事計画のとおり。

令和6（2024）年度 社会福祉法人大川市福祉会
木の香園児童支援センター
「児童発達支援センター」「保育所等訪問支援」
「放課後等デイサービス（単位1・単位2）」事業計画

1. 事業目的

障がい児の情緒及び社会性の発達を目的に、日常生活における基本的な生活能力の向上の為の療育、及び集団生活への適応や社会性向上の為の訓練を行い、将来の自立（自律）を目指す。また、保護者への相談支援を行い、その思いや育児に寄り添うとともに、放課後等デイサービスにおいては放課後及び土日や長期休暇時の日中活動の場を提供し、児童発達支援においては遊びや学びの場として提供する。保育所等訪問においては、普段通所している保育園等への訪問を行う。また、子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、学童保育への移行も視野に入れた療育を行う。

感染症や災害対策については、適切な防止対策を行った上で、継続的なサービス提供が可能となるように各種取り組みを行う。

報酬改定後も安定した運営ができるよう、改訂内容に応じた体制を構築する。

2. 事業方針

- (1) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。
- (2) 自らの意思表示が困難な利用者に対しては最善の利益を考慮し、人格の尊厳やプライバシーを守りながら支援する。
- (3) 個別支援計画の作成とモニタリングを重ね、職員全体で課題やニーズの共有を行い、ニーズに応じた個別支援の充実を図る。
- (4) 障がい児の発達に資するため、障がい特性や療育等に関する知識、技術を習得し、習得した技術等を実際の療育に活用できるよう努める。
質の高い福祉サービスを提供するためにスキルアップを図り資質向上に努める。
- (5) 保育園等や学校、医療機関、行政や地域の関係機関と適切に連携し、本人及び保護者の相談支援体制を整備する。
- (6) 児童発達支援センターは、地域の中核的な支援機関として、関係機関と連携を行うとともに、専門的な知識・技術・経験に基づき、保育所等の後方支援に努める。
- (7) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。

3. 事業内容

- (1) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (2) 療育支援（個別療育、集団療育、機能訓練）
- (3) 生活支援（行事活動、趣味活動、保護者会等）
- (4) 利用者の社会参加の促進
- (5) 利用者及び家族等への相談援助、他機関連携
- (6) 保育園等における、子どもへの直接支援とスタッフに対する間接支援
- (7) 保育園等に対する専門的な後方支援
- (8) 利用者の健康管理
- (9) 利用者の権利擁護
- (10) 安全管理、防災・防犯、感染症対策、事故等リスク管理
- (11) 職員の資格取得支援及び研修受講
- (12) 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策
- (13) 地域貢献事業
- (14) その他必要な事項

4. 個別支援計画

- (1) 本人、家族及び関係各所（相談支援専門員等）との定期的な面談を実施する。
- (2) 個別支援計画書を作成する。
- (3) 個別支援会議を開催する。

5. 療育支援

個別支援計画書に基づいて下記の通り支援を行う。

(1) 個別療育

全ての事業に共通して、医療機関等にて精査した発達検査等の客観的な指数をもとに個別療育をプログラムする。療育を行うに際し、TEACCH¹、ABA²を基礎療育としエビデンスのある療育をリハ職中心に行う。笑顔が絶えない、いきいきと楽しく過ごせる環境作りに心がけ、障がい児一人ひとりの発達段階に合わせた個別療育に努める。

単位Ⅰにおいては、個々の障がい特性をエビデンスベースでのアセスメントを行い、その能力や進路に応じた個別のスケジュールを作成し、スケジュールの習慣化を目指す。自律（自立）を念頭に社会を構成する一員として、本人の望むさまざまな活動に参加できるよう支援する。それぞれの年代や能力に応じた自律課題を細分化し、できたことを称賛することで自信、自己有用感⁴及び内発的動機に結び付け、自発的な行動ができるよう指導を重ねる。また、言語でのコミュニケーションに課題がある児童に対し意思表示

や意思決定支援に PECS⁵を導入し、選択の機会を提供していく。

単位Ⅱにおいては環境設定やスケジュールを活用し、**身辺自立を目指し個々の課題に取り組み、達成を重ねることで自己効力感⁶を高め、自信に繋げていくことを目指す。**また、**リハビリ専門職の支援計画を基に言葉や生活機能の向上のための専門的な療育を行う。**小学校高学年以上の児においては感情スケールやセルフモニタリング、ソーシャルストーリーズ等を利用し自己を振り返る機会を作ると共に**感情のコントロールや自己解決の手段・方法を身に付けていく。**また、将来の自立を目指し、買い物・乗り物・調理実習等を通し、生活技術の習得を目指す。実際の写真や動画を使用した事前学習を行い、児童に自分で考えて実践が行える環境づくりを行う。さらに、円滑な対人関係の習得を目指し、個々の得意分野からの指導を重ねる。

児童発達支援において TEACCH¹を基本に構造化した環境の中で個別療育を行う。また、**加えて個々の能力や発達段階の必要性に応じてワークシステムや個別のおしまい箱を使用し、「できた」ことを実感し、自己肯定感に繋がられるように導く。**また、リハビリ専門職の**特別支援計画**を基に言葉や生活機能の向上のための専門的な療育を行う。個別療育や給食等を通じ、認知や行動の手掛かりとなる概念を形成し、**日常生活への般化**ができるよう支援をするとともに、感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生じる行動障害の予防及び適切行動への促しを行う。さらに、児童の能力に応じ PECS 等のツールを活用し、意思表出やコミュニケーションの促しを行う。

(2) 集団療育

単位Ⅰにおいては、**小学低学年から高校生までも幅広い年代を支援するため、年齢や発達段階でグループ分けを行い、年相応の体験や活動ができるよう支援を行う。**

単位Ⅱにおいては、同程度の年齢や発達状況の児の小グループを作り、SST⁷に取り組んでいく。また、日頃からレクレーションとしてルールのある活動を行い、他児と時間を共有することで友達と過ごす楽しみや、その中で**試行錯誤**を行うことで人間関係を構築する力を伸ばして行く。**行事の企画に際して検索スキルを活用し、事前の調べ学習を行うことで、計画から実行まで参加する機会を設ける。**

両方の単位に共通して、外出行事や室内行事などによる**集団活動**を通して発達を促していく。集団での活動を通し、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つよう支援する。

また、地域社会との交流を通して、マナーやルールといった社会性を身につけられるような機会を提供する。

児童発達支援においては、小集団療育ではリハビリ専門職の計画を基に粗大運動⁸や微細運動⁹等運動療育に取り組む。**職員との関りを通してのアタッチメント¹⁰の形成、模倣行動¹¹の支援、感覚運動遊び¹²から象徴遊び¹³への支援、一人遊びから協同遊びへ**

の支援、自己の理解とコントロールのための支援、小集団活動への参加のための支援を行う。小集団活動を通して他者へ興味を持ち、一緒に関わる、ルールを守るなど基本的な人間関係形成の場の提供介入を行う。

最終的には療育で習得した内容を徐々に小集団から大集団に適応できるよう取り組みを進め、地域の保育園や幼稚園へつなげることを目指す。

(3) 放課後・長期休暇型

小学校から高校までの学校に通学する障がい児に対して、通常の療育に加え放課後及び土日や長期休暇時に日中活動の場を提供するとともに、保護者のレスパイト及び見守り支援を行う。

6. 生活支援

(1) 余暇活動

行事、レクリエーション活動を計画的に実施する。

(2) 生活支援

食事、排せ、更衣など、日常生活上必要となる支援を提供する。

7. 移行支援

保育園等、より大きな集団への移行期や、進学や就職といった移行期には、次のステップへの円滑な移行ができるよう、関係機関と連携し、戸惑いや不安無くスタートできるよう支援を行う。

8. 相談支援・保護者支援

(1) 相談支援・他機関連携

障がい児・保護者の相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図っていく。また、不適切な環境におかれている児の早期発見に努め、保護者の相談支援を行うと共に、関係機関と早期に連携し課題の解消に取り組む。

行政や医療機関と連携し、必要に応じ早期に療育を開始できる体制を構築する。

(2) 保護者会

保護者会と親子研修や親子レクリエーションを実施し、保護者同士の交流の場を提供すると共に、施設職員と情報共有する時間を設ける。

9. 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援においては、契約を行っている障がいのある児童が、障がいのない児童とともに学び育つことができるよう、保育所等支援先を訪問し、児童、保護者、保

育所等の職員のニーズを聴取しアセスメントを行った上で、直接支援及び間接支援を行う。

10. 関係機関への支援

児童発達支援センターにおいては、地域の中核的な障がい児の支援機関としての役割を遂行できるよう、保育園等関係機関へ通う障がい特性のある児童の支援について、専門的な助言を行う等後方支援を実施する。

11. 地域貢献

(1) 地域支援事業

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行っていく。

12. 安全管理、防災・防犯、感染症対策・事故等リスク管理

(1) 安全管理

衛生推進委員が中心となり、職員が働きやすく安全な環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。職場におけるハラスメントの防止を徹底する。

利用者については管理者、各児発管を中心に安全に配慮した環境整備を行う。

(2) 防災対策

①防災計画に基づいて避難訓練を行う。

②また、災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。

③防災時に備え備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

(5) 業務継続計画

自然災害等により事業継続に支障が生じた場合に備え、業務継続計画を作成する。また、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続

ガイドライン」に基づいて、平時の感染予防や発生時の事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

13. 運営体制

(1) 定員

児童発達支援センター 15名
 単位1 放課後等デイサービス 10名
 単位2 放課後等デイサービス 10名
 保育所等訪問支援

職名	配置職員数	児発センター		保育所等 訪問		放デイ単位1		放デイ単位2	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
管理者	1		(1)		(1)		1		(1)
児童発達支援管理責任者	3	1			(1)	1		1	
作業療法士	3	1				1		1	
保育士	6	4	1		(1)	1		1	
児童指導員	7	1	(1)			2		4	1
事務員	1	1	(1)						
指導員	7	3	(1)			3		1	
合計	28	12	1 (4)		(3)	9	1	8	1 (1)

※ () 内の数字については、事業所内の他職種との兼務及び嘱託(業務委託)職員の数

(3) 資格取得支援及び研修受講

児童福祉法に基づいた人員配置を行うために、保育士等の資格取得を推進するとともに、エビデンスベースの療育を行うための研修等を実施する。

14. 年間行事計画

別紙、木の香園児童支援センター 年間行事計画のとおり。

15. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

※1 TEACCH…「Treatment and Education of Autistic and related

Communication-handicapped Children」

(自閉症及び、それに準ずるコミュニケーション課題を抱える子ども向けのケアと教育)

※2 ABA「Applied Behavior Analysis」(応用行動分析)

※3 ESDM「Early Start Denver Model」(1歳前後～5歳くらいの自閉症および発達障害の

子供に対する早期介入療育プログラム)

※4 自己有用感・他人の役に立っていると自ら思える感覚

※5 PECS…絵カード交換式コミュニケーションシステム

※6 自己効力感…自分はいまよくできると自分の可能性を認知している感覚

※7 SST…ソーシャルスキルトレーニング(社会生活技能訓練)

※8 粗大運動…姿勢を保ったり、バランスをとったり、あるいは身体全体を使って歩いたり走ったり、ジャンプしたりするような運動

※9 微細運動…手や指を使った細かく精密な動作を必要とする運動

※10 アタッチメント…他者への近接(アタッチ)を通じて、安心感を回復・維持しようとする傾性

※11 模倣行動…他者の行動(モデル)を観察することによって、その行動の全体、あるいは部分と類似した行動を繰り返すこと

※12 感覚運動遊び…遊びを通して、体に入ってくる様々な感覚(視覚、聴覚、味覚、嗅覚、触覚、固有受容覚、前庭覚)にも目を向け、運動と感覚の双方の関わりから捉える遊び

※13 象徴遊び…自己の動作や周囲の対象を、それとは別の事象や対象の象徴と見立てて遊ぶこと

令和6年（2024）年度 社会福祉法人大川市福祉会
共同生活援助事業
「木の香ほ一む」 事業計画

1. 事業目的

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、グループホームを運営する。家族の高齢化や地域移行が必要な障害者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行う。

短期入所事業（空床型）については、共同援助事業の利用状況により、空室を利用して緊急時の受け入れ、レスパイトケアの対応を図る。

2. 事業方針

- (1) 利用者一人一人の「望む暮らし」を実現できるように、快適な環境整備と余暇の充実を図る。
- (2) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け支援する。
- (3) グループホームの利用を希望する障がい者に居住の場を提供する
- (4) 権利擁護の実践として利用者の意思を尊重し自立生活を支援する。
- (5) 利用者との信頼関係を構築し、利用者が安心して過ごせる環境を整える。
- (6) 地域社会の一員であることを自覚し地域との結びつきを重視し、地域活動への参加や地域交流を通して開かれた施設として、地域住民と交流を図る。
- (7) 空室の状況により、短期入所の受け入れを行う。
- (8) バックアップ施設との夜間支援体制や緊急時の連携を図る。
- (9) 働きやすい職場環境づくりと職員のエンゲージメントの向上に努める。

3. 事業内容

- (1) 相談支援（利用者、家族）
- (2) 生活支援（炊事、洗濯、掃除、地域交流、買い物、余暇活動等）
- (3) 職場や日中活動を利用する事業者との連携
- (4) 利用者の権利擁護、虐待防止の為の職員研修
- (5) 安全管理、防災・防犯（業務継続計画）、感染症対策、リスク管理
- (6) 地域貢献事業
- (7) その他必要な事項

4. 個別支援計画

- (1) 本人（家族等）との定期的な面談を実施し、アセスメント実施後、計画立案を行い、利用者に（家族）同意を得る
- (2) モニタリングを実施し、個別支援計画作成も含めた個別支援会議をサービス管理

責任者が中心になって行う

- (3) 個別支援会議開催時には、本人・GH職員と必要に応じて家族・関係機関等も参加依頼する

5. 相談支援

グループホームの利用について、利用者または家族と話し合う機会を設けるなど相談支援を提供する。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

6. 生活支援

- (1) 家事（炊事、洗濯、掃除、日常生活用品の買い物）

利用者のニーズに応じて家事を身につけるための支援を行う。

- (2) 食事

法人内栄養士と連携しながら栄養面に留意し、利用者の希望献立も取り入れながら食事の提供を行う。

- (3) 地域交流

地域の自治会活動に積極的に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深めるための支援を行う。

- (4) 相談支援・他機関連携

利用者及び家族の思いを尊重し、気持ちに寄り添った相談支援を提供する。また、自ら意思を決定することに困難を抱える利用者に対して、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する。必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。

- (5) 余暇活動

買い物支援や行事、旅行などの計画を利用者とともに話し合い、グループホーム等での生活を充実させる。

- (6) その他の個別支援

日常生活上必要となる介助や金銭管理のほか、対人関係の形成に関する助言等を提供する。また、健康面での課題のある利用者に対し、運動する機会や服薬管理等の支援を提供する。

- (7) 地域参加

地域の行事や清掃活動への参加を通じて地域住民との交流を図る。

7. 安全管理、防災・防犯、感染症対策・事故等リスク管理

- (1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすい環境作りと整備を行う。ストレスチェックを

実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。職場におけるハラスメントの防止を徹底する。

(2) 防災対策

- ①防災計画（業務継続計画）に基づいて避難訓練を行う。
- ②また、災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。
- ③防災時に備え備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

法人で定める「感染対策マニュアル」に従い、事業所内のアルコール消毒、館内清掃、手洗いの励行を徹底する。利用者にも感染症予防のため日々声掛けを行い、感染に対する意識向上を図る。また、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づき、感染予防に努め、（法人の新型コロナウイルス感染症対策検討チームと連携して）利用者へサービス提供できるよう健康管理を強化する。

(5) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

8. 運営体制

(1) 定員・・・30名

- | | | |
|-----------------|------------|-----|
| ①木の香ほーむ I・II | (小保団地) | 4名 |
| ②木の香ほーむ III | (道海島) | 7名 |
| ③木の香ほーむ IV・V・VI | (サンベルディ木室) | 11名 |
| ④木の香ほーむ かな | | 8名 |
| ⑤短期入所 (空床型) | | 1名 |

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専従	兼務	資格等
管理者			(1)	
サービス管理責任者	1	1		介護福祉士
生活支援員	1	1		
世話人	11	11		
夜間支援従事者	6	6		

事務員			(1)	
合計	19	19	(2)	

(3) 職員の資格取得支援及び研修受講

職員の資格取得を推進すると共に、資質向上のための研修受講を実施する。

9. 年間行事計画

- ・別紙、共同生活援助「木の香ほ一む」年間行事計画のとおり
- ・個別家族会を随時実施していく

10. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。

令和6(2024)年度 社会福祉法人大川市福社会 木の香ほーむ陽の木「日中サービス支援型共同生活援助」事業計画

1. 事業目的

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、重度障がい者を対象とした日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）を運営する。家族の高齢化や地域移行が必要な障がい者の居住の場となるよう、体験利用の受け入れを行っていく。

短期入所（併設型）については、共同生活援助事業所に併設する居室を利用して緊急時の受け入れ、レスパイトケアを実施する。

2. 事業方針

- (1) 利用者一人一人の「望む暮らし」を実現できるように、快適な環境整備と余暇の充実を図る。
- (2) 親切で丁寧な対応と気持ちの良い接遇を心掛け、利用者・家族との信頼関係の構築に努める。（利用者に対する適切な呼称と適切な声掛けの徹底）
- (3) 利用者が地域社会で自立した生活を送ることが出来るように支援する。
- (4) 利用者の自己決定・自己選択を大切にして、家族や関係機関の協力を得ながら、権利擁護に努める。また、成年後見制度の利用促進及び障害者虐待防止、差別解消を図っていく。
- (5) 自ら意思表示が困難な利用者に対しては最善の利益を考慮し、人格の尊厳やプライバシーを守りながら支援する。
- (6) 行事・レクリエーション、社会参加など日中活動以外の余暇の充実を図る。
- (7) 利用者にとって快適で衛生的な環境を提供する。
- (8) 保護者の都合等による短期入所の利用を受け入れる。
- (9) 短期入所、大川市障害者等地域生活支援事業を活用した常時の緊急受入体制を確保し、介護者の急病や障害者の状態の変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を積極的に行う。
- (10) 周辺住民との交流を積極的に行い、地域の理解を得られるよう努める。
- (11) 地域社会の一員であることを自覚し、事業所として地域貢献に取り組む。
- (12) 質の高い福祉サービスを提供するために、支援内容の充実とサービス提供職員の資質向上・スキルアップに努める。

3. 事業内容

- (1) 介護（食事、入浴、排泄 等）
- (2) 生活支援（掃除・洗濯等の日常生活支援、地域交流、余暇活動支援等）
- (3) 日中活動を利用している事業者との連携
- (3) 利用契約に基づく個別支援計画の作成及び個別支援会議等の開催
- (4) 利用者の及び家族等への相談支援、権利擁護
- (5) 栄養管理・健康管理・感染症対策
- (6) 安全管理、防災・防犯、事故等リスク管理
- (7) 利用者支援のための他機関連携
- (8) 職員の資格取得支援及び研修受講（強度行動障害支援者養成研修等）
- (9) 職員のメンタルヘルス・ハラスメント対策
- (10) 地域貢献事業
- (11) その他必要な事項

4. 個別支援計画

- ①本人、家族との定期的な面談を実施する。
- ②個別支援計画書、ケース会議、モニタリングに各専門職が関わり、サービス管理責任者が中心となって作成する。
- ③個別支援会議を開催する。

5. 介護・生活支援・健康管理

①介護

食事、入浴、排せつ、更衣等の介護を提供する。サービス提供にあたっては、障がい特性に応じたきめ細かな対応を心掛け、利用者が安心して生活を送ることが出来るように支援を行う。

②日常生活支援（掃除・洗濯・買い物・外出等）

利用者のニーズに応じて、掃除・洗濯・買い物・外出などの日常生活支援を行う。必要に応じて保護者等と連携を図り、金銭管理や外出計画等の支援を行う。

③健康管理

看護師（専従）が中心となり利用者の家族・医療機関・関係機関等と連携を図るとともに、利用者の健康観察・身体観察を行い健康保持のための適切な措置を行う。また、状況に応じて、病院受診の同行を行う。

④地域交流

地域の活動に積極的に参加し、行事や清掃活動などを通じて、地域住民との親睦を深

めるための支援を行う。

⑤余暇活動

季節行事に応じた活動の提供を促し生活のメリハリになるよう余暇活動の充実を図る。

⑥個別活動

個別支援計画に基づき利用者の満足度を達成できる活動を意欲的に提供する。

⑦家族交流

年1回 家族会を実施し、利用者家族との情報共有や交流を行い親睦を図る。

⑧介護機器の導入

介護機器を導入し利用者の移乗・移動等の介護負担の軽減に努める。

6. 相談支援

共同生活援助の利用について、利用者または家族と日常生活上の困りごとや定期的な面談の場を設けて相談支援を提供する。また、必要に応じて関係機関との連絡調整を行う。

7. 地域貢献

地域社会が抱えている生活課題や地域における問題を解決するための事業を実施するものに対し助成を行っていく。市内小中学校へ図書寄贈を行う。

8. 安全管理・防災・防犯・感染症対策・事故等リスク管理

(1) 安全衛生管理

衛生推進委員が中心となり、働きやすく安全な環境作りと整備を行う。ストレスチェックを実施するなどして、職員のメンタルヘルスに留意する。

職場におけるハラスメントの防止のため、相談窓口を設置し早期対応を図る。

(2) 防災対策

①防災計画に基づいて避難訓練を行う。

②また、災害時に利用者の安否確認を行うための体制を整備し、災害発生時の状況把握に努める。また、災害発生時には防災計画に加え自治体の防災計画に基づいた対応を行う。

③防災時に備え備蓄品の確保を行う。

(3) 防犯対策

防犯マニュアルに基づいて避難等訓練を行う。また、防犯用具の設備点検を行う。

(4) 感染症対策

「感染対策マニュアル」に従い、事業所内の消毒、清掃、手洗いの励行を徹底する。また、別に定める「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に従い、事業所内感染を予防する取り組みを行う。

(5) 業務継続計画（令和6年4月～義務化）

自然災害等により事業継続に支障が生じた場合に備え、業務継続計画を作成する。また、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」に基づいて、平時の感染予防や発生時の事業縮小等に備え業務継続計画を作成する。

(6) 事故等リスク管理

利用者及び職員の事業所内での事故防止、公用車の安全運転管理についてリスク管理を徹底する。

9. 事業拡充

地域で暮らしている重度障がい者の家族の高齢化などにより、グループホームの利用を検討、待機している者に対して、新たなグループホームの整備が必要。陽の木2号館（仮称）の設置に向けて基本設計並びに資金計画を検討し、開設に向けて取り組んでいく。

10. 運営体制

(1) 定員

- ①共同生活援助 男子5名、女子5名 計10名
- ②短期入所 男子1名、女子1名 計2名

(2) 職員体制

職名	配置職員数	専任	兼務	資格等
管理者	1	1		介護福祉士・保育士
サービス管理責任者	1	1		介護福祉士
生活支援員	3		3	社会福祉士・ヘルパー2級等
世話人	6		6	介護福祉士・ヘルパー2級等
看護	1	1		看護師
夜間支援従事者	3	3		
合計	15	6	9	

※（ ）内の数字については、事業所内の他職種との兼務及び非常勤の数

(3) 資格取得支援及び研修受講

障害者総合支援法に基づいた人員配置を行うために、サービス管理責任者や相談支援従事者等の資格取得を推進するとともに、資質向上の為に研修受講を実施する。

11. 年間行事計画

別紙、多機能型事業所「木の香ほーむ 陽の木」年間行事計画のとおり。

12. その他

その他必要な事項は、運営規程、重要事項説明書、利用契約に基づいて、利用者に説明と同意を求めたうえで適切に実施する。